平成２７年（フ）第９９号
愛知県豊橋市忠興３丁目５番地16―Ａ
債務者　萩崎　謙三
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３８２号
東京都八王子市万町10番地２シャルム16301号
債務者　杉井むつみ
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３１号
東京都稲城市坂浜2765番地の４オーベェール103
債務者　久末　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３６号
東京都八王子市緑町907番地１ハイムミドリ102号
債務者　三城五十鈴
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７３号
横浜市青葉区みたけ台28番地６　みたけ台ビレッジ101
債務者　山口　昭治
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５４号
横浜市南区井土ケ谷上町27番５―406号
債務者　渡邉　克幸
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８９号
神奈川県茅ヶ崎市西久保2002番地15　グランディーノ湘南102
債務者　織田　真男
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７号
釧路市武佐４丁目18番231号　公営住宅Ｒ12―５
債務者　渋谷　幸恵
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４１４号
東京都国分寺市泉町３丁目11番４号樫木コーポ101
債務者　長延　千代
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８１号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目32番地１　201
債務者　加藤　龍也
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前11時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２８５号
静岡市葵区瀬名中央１丁目９番36号　サンライズ21　202号、旧住所東京都大田区中馬込３丁目16番９―105号
債務者　芹澤　利司
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４４号
東京都国立市富士見台３丁目８番地の15さくら国立ハウス202
債務者　田中　正美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９２号
東京都小金井市前原町３丁目23番22―311号ビッグワールド21寮
債務者　平田　幸夫
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２７号
東京都青梅市長淵１丁目919番地の３ソフィア202
債務者　吉田　紗也（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部